

## 市場監督総局等、《企業抹消ガイド（2021年改訂）》を公布

国家市場監督管理総局等は、2021年12月29日、《企業抹消ガイド（2021年改訂）》（国家市場監督管理総局・人力資源社会保障部・商務部・税関総署・税務総局公告2021年第48号、以下、本ガイド）を共同で公布しました。

本ガイドは、《会社法》《市場主体登記管理条例》などの規定に基づき、《企業抹消利便化業務の推進に関する通知》（国市監注[2019]30号）内の《企業抹消ガイド》を改訂したもので、解散・清算に伴う企業抹消手続きの流れを明確化したものです。

本ガイドは撤退企業に対する実務上の行政指導で、企業が円滑な市場撤退を実現できるよう、解散・清算・登記抹消における各手続きの概要や必要資料、根拠規定・権利義務およびリスク・罰則などを規定しています。

### <本ガイドの概要>

#### 企業抹消のプロセス

##### 1 解散

法定の解散事由の発生により、経営活動を停止し、清算手続きを開始

- 任意解散または強制解散に分類

##### 2 清算

解散決議後に清算へ  
合併・分割による解散を除き、会社解散時には清算が必要

- 清算グループの設立
- 債権者への通知・公告
- 会社の財産整理、税金支払など
- 会社財産の分与
- 清算報告の作成

##### 3 登記抹消

清算完了後、各種登記抹消手続き

- 税務登記の抹消
- 企業登記の抹消
- 社会保険登記の抹消
- 税関通関申告単位備案（あれば）の取消 など

条件に合致する場合、簡易抹消登記フローも適応可

本ガイド公布後の市場撤退における根拠規定

「中華人民共和国会社法」  
「市場主体登記管理条例」(2022年3月1日施行) 等

※ 本ガイドの原文は、以下の税関総署のサイトをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4102937/index.html>

## 1. 解散

- 企業の解散とは、法定の解散事由の発生により、その経営活動を停止し、清算手順に入り、法人資格を終了させるまでの法律行為で、任意解散と強制解散に分類

任意 解散	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業または株主の意思による解散             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社定款で規定する営業期限の満了、または会社定款で規定するその他の解散事由の発生</li> <li>・ 株主会または株主総会による解散決議 有限責任会社の株主会決議は、2/3 以上の議決権を代表する株主の採決が必要 株式会社の株主総会決議は、会議に出席した株主の保有する議決権の 2/3 以上の採決が必要</li> <li>・ 会社の合併または分割のために必要な解散 など</li> </ul> </li> </ul>
強制 解散	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府関連機関の決定・命令または法院の裁決による解散             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律違反により社会公共の利益または公共の秩序を損害して行政機関から解散を命じられた場合 など</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 清算

- 会社解散時には清算手続きが必要で、主な流れは以下
  - ① 清算グループの設置
    - ・ 解散事由の発生日より 15 日以内に、会社の財産・債権債務の整理を担当する清算グループを設置
  - ② 清算グループの情報・債権者公告の公布
    - ・ 清算グループ設置より 10 日以内に、国家企業信用情報公示システムから清算グループの情報を公布
    - ・ 同時に債権者にも通知、かつ 60 日以内に債権者へ新聞または同システムにて公告（公告期間：45 日）
  - ③ 清算グループによる清算活動
    - ・ 会社の財産を整理し、貸借対照表・財産リストを作成
    - ・ 清算に関わる会社の未完了業務の処理
    - ・ 行政機関・司法機関の違約金・罰金の納付
    - ・ 税関・税務機関への未払金や清算過程で生じた税金の支払、関連手続き
    - ・ 企業所得税の抹消に係る清算、土地増値税・輸出税還付（免除）に係る税金の清算、発票および税務設備の返還
    - ・ 債権・債務の整理
    - ・ 債務返済後の残余財産処分 など
  - ④ 会社財産の分配
    - ・ 会社の財産整理、財産リストの作成後、清算プランを作成し、株主（総）会または人民法院へ報告
    - ・ 清算費用、従業員の賃金・社会保険料・法定の補償金、未納付税金の支払い後、債務清算後の残余財産を分配（規定に基づき返済が完了するまで、株主への分配は不可）
    - ・ 有限責任会社は株主の出資比率、株式有限公司は株主が所有する株式比例に基づき分配
    - ・ 清算期間、清算に無関係な経営活動は禁止
  - ⑤ 清算報告の作成
    - ・ 清算報告は、株主（総）会または人民法院に報告して確認を受けた後に、会社の登記機関に報告して、会社登記の抹消を申請、会社終了を公告

## 3. 登記抹消（一般抹消）

- 清算完了後、税務登記・企業登記・社会保険登記・税関通関申告単位備案（あれば）の抹消手続きを実施

税務登記の抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税務事項手続きを行ったことがない納税者が自ら税務部門において税金を完納した場合、税務部門は、納税者が提出した営業許可証に基づき税金完納書を即時交付</li> <li>(2) 「容缺（不備の許容）」即時手続きの条件に合致する納税者の資料が完全な場合、税務部門は、税金完納書を即時交付。資料に不備がある場合、納税者の承諾後、税務部門は、税金完納書を即時交付。納税者は、承諾した期限に従い資料を補完し、関連手続きを実施</li> <li>(3) 上記条件に合致しない（または条件に合致しているが、納税者が承諾しない）場合、税務部門は、《税務事項通知書》を交付（手続き未完了を告知）、納税者は、手続き未完了の各種事項を完了させてから、税務抹消手続きを申請可能</li> <li>(4) 人民法院から破産を裁定・宣告された企業について、管理者が人民法院の破産手順完了裁定書を持参して税務抹消を申請した場合、税務部門は、税金完納書を即時交付</li> </ul>
企業登記の抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清算グループが登記機関に関連資料を提出のうえ登記抹消を申請</li> </ul>
社会保険登記の抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の登記抹消日より 30 日以内に、社会保険登記機関に申請を提出</li> </ul>
税関通関申告単位備案の抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際貿易「ワンストップ窓口」・「インターネット+税関」・当局のサイトなどから抹消申請を提出</li> </ul>

- 以下の条件に該当する場合、簡易抹消フローの適用が可能

抹消登記の申請前に債権債務が発生していない、または債権債務の清算がすでに完了している市場主体（上場している株式会社を除く）

- ・ 当局のサイトまたは国家企業信用情報公示システムから簡易抹消登記申請を公示
- ・ 公示期間 20 日間の終了後、登記機関に簡易抹消登記を手続き可能

以上

## ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号  
北京嘉里中心北楼16階1601号室  
TEL : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大廈16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区  
東南大道33号 科創大廈8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号  
台協国際商務広場2001-2005室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市下城区延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大廈4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。